

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳– 2014年12月号 | No. 12/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際出願の電子出願及び手続

インド特許庁及び国立工業所有権機関（チリ）：電子形式での国際出願の受理及び手続の開始

インド特許庁及び国立工業所有権機関（チリ）は、受理官庁の資格において、PCT 規則 89 の 2.1(d)に従い、それぞれ 2014 年 11 月 15 日及び 2015 年 1 月 1 日から、電子形式での国際出願の受理及び手続を開始する旨、国際事務局（IB）に通知しました。当該官庁は ePCT ポータルサイトの ePCT 出願機能を利用した国際出願を受入れます。適用される手数料表の項目 4 に掲載された電子出願の手数料減額は手数料表 I(a)に含まれます。

電子形式による国際出願の提出に関するインド特許庁及び国立工業所有権機関（チリ）の詳細はそれぞれ 2014 年 11 月 13 日及び 12 月 4 日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

（PCT 出願人の手引 附属書 C（IN と CL）が更新されました。）

2013 年 5 月に ePCT 出願が利用可能となって以来、ユーザ数は限られていますが、2,200 件を超える国際出願が ePCT 出願で提出されました。現在、ePCT 出願を受入れることを IB に通知した受理官庁は 12 あります¹が、多くはまだ開始したばかりです。今後より多くの官庁が ePCT 出願を受入れることにより、多くの出願人の利便性が向上することが期待されます。

ePCT 最新情報

ePCT システム（version 2.12）が 2014 年 11 月 27 日にリリースされ、以下の新機能が追加されました：

- 完全な XML に変換するため、DOCX 形式で明細書本体を提出することが可能
- 受理官庁としての国際事務局に対する手数料の支払いに関する改善（詳細は PCT Newsletter 2014 年 11 月号の 2 ページ参照）
- 同じ書誌情報を含む新規の国際出願を作成するために、ePCT 出願（すでに出願されているがいが）を利用して作成された国際出願の書誌情報の複製が可能
- 国際事務局に対し、次の官庁の認証で電子署名された優先権書類をアップロード可能

¹ ePCT 出願は次の官庁に対するオンライン出願として利用可能：RO/IB, RO/AT, RO/AU, RO/BR, RO/CL（2015 年 1 月 1 日から）、RO/EA, RO/EP, RO/FI, RO/IN, RO/MY, RO/NZ, RO/SE（PCT Brief を参照：<http://www.wipo.int/pct/en/brief/index.html#ePCT>）

- 国立工業所有権機関（ポルトガル）
- 米国特許商標庁

詳細は次のリンク先をご覧ください：

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_whats_new.pdf

官庁のための ePCT の新機能に関する詳細は次のリンク先をご覧ください：

http://www.wipo.int/pct/en/epct/pdf/epct_office_whats_new.pdf

国際予備審査請求書様式とその他の PCT 様式の修正

国際調査機関（ISA）、補充調査機関（SISA）、国際予備審査機関（IPEA）に関するいくつかの PCT 様式が 2015 年 1 月 1 日から修正されますが、これらの修正は現在効力のある PCT の各規定の内容の変更に関連しません。

国際予備審査請求書様式（PCT/IPEA/401）及びその他の様式は、提出された配列表の形式と時期を明確化し、特に配列表が電子形式で提出される場合に“電子形式で”という点を明確にし、また、国際予備審査請求書においては、配列表とは関連しないいくつかの編集上の変更を行いました。2015 年 1 月 1 日以降に提出する国際予備審査請求書ではこの修正版をご利用ください。それに応じて、対応する ePCT のアクション機能で作成される国際予備審査請求書もその日以降修正されます。

2015 年 1 月 1 日発効の修正された全ての様式は、次のリンク先をご参照ください：

http://www.wipo.int/pct/en/forms/from_january_2015/index.html

また、本修正は、PCT 官庁に送付された次の回章で説明されました：C.PCT 1417 及び C.PCT 1423（<http://www.wipo.int/pct/en/circulars/> 参照）

PCT-特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）パイロット

ポーランド共和国特許庁と米国特許商標庁との新しい試行プログラムの開始

ポーランド共和国特許庁と米国特許商標庁（USPTO）は、2014 年 11 月 1 日に、新しい一方向の PCT-PPH 試行プログラムを開始しました。本試行プログラムでは国際調査機関（ISA）又は国際予備審査機関（IPEA）としての USPTO によって作成された肯定的な見解書若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）（すなわち、特許性ありと判断された請求の範囲が少なくとも 1 つ存在する場合）を得た PCT 出願に基づき、ポーランドの国内段階で早期審査を利用することが可能になります。本 PCT-PPH 試行プログラムの詳細は以下のリンク先をご覧ください。

<http://www.uprp.pl/uprp-uspto/Lead05,813,10310,4,index,pl,text/>

ポーランド共和国特許庁は、現在、日本国特許庁、中華人民共和国国家知識産権局、USPTO と PCT-PPH を開始することに合意しています。

更新された PCT-PPH 試行プログラムのウェブサイトは以下のリンク先をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html

年末の国際事務局の閉庁日、公開スケジュールの変更

国際事務局の閉庁日

2014 年 12 月及び 2015 年 1 月における、国際事務局（IB）の閉庁日は、週末に加えて下記日程となります。

2014 年 12 月 25 日（木）、26 日（金）

2015 年 1 月 1 日（木）、2 日（金）

したがって、IB は 2014 年 12 月 22 日（月）から 24 日（水）、2014 年 12 月 29 日（月）から 31 日（水）は業務を行い、2015 年 1 月 5 日（月）からは平常通り業務を行います。

PCT Information Service（情報サービス）

PCT 情報サービスは 2014 年 12 月 24 日（水）から 2015 年 1 月 4 日（日）まで業務を停止します。業務再開は 2015 年 1 月 5 日（月）午前 9 時（中央ヨーロッパ時間（CET））です。

なお、その停止期間においても PCT 情報サービスに電話（Tel: (+41-22) 338 83 38）をすると、緊急時に用いられる電話番号を提供する録音メッセージが流れます。なお、PCT 情報サービスは、国際出願の提出やそれに続く PCT 国際段階での手続についてのご質問にお答えいたします（個別の国際出願に関しては PCT プロセッシングサービスにお問い合わせ下さい）。詳細は以下の URL をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/en/infoline.html>

PCT e-Services（電子サービス）ヘルプデスク

PCT 電子サービスヘルプデスクは 2014 年 12 月 25 日（木）、26 日（金）、2015 年 1 月 1 日（木）、2 日（金）は業務を停止しますが、以下の日程は業務を行います。

2014 年 12 月 22 日（月）から 24 日（水）

2014 年 12 月 29 日（月）から 31 日（水）

ただし、2014 年 12 月 24 日及び 29 日～31 日は時間を短縮し、午前 9 時から午後 4 時（CET）となりますのでご注意ください。2015 年 1 月 5 日（月）からは平常通り午前 9 時から午後 6 時（CET）となります。

公開スケジュール

年末の休暇時期において、通常の公開予定日である 2014 年 12 月 25 日（木）と 2015 年 1 月 1 日（木）は WIPO 閉庁日にあたるため、公開が 1 日早まり、それぞれ 2014 年 12 月 24 日（水）と 2014 年 12 月 31 日（水）となります。

上記公開日に関して、国際公開に反映させたい変更はそれぞれ 2014 年 12 月 9 日（火）及び 12 月 16 日の 24 時（CET）までに国際事務局に受理される必要があります。つまり、何れの場合も、公開の技術的準備の完了が、通常、国際公開前 15 日のところ、14 日となりますのでご注意ください。

PCT 最新情報

国際出願手数料、調査手数料、補充国際調査手数料及び取扱手数料（多くの官庁）

CL：チリ（電子出願、手数料）

CY：キプロス（所在地とあて名、手数料）

IB：国際事務局（手数料）

IL：イスラエル（国の安全に関する規定）

IN：インド（電子出願、手数料）

IR：イラン・イスラム共和国（管轄国際調査及び予備審査機関）

IS：アイスランド（手数料）

KR：大韓民国（Eメールによる通知）

LT：リトアニア（手数料）

MX：メキシコ（管轄国際調査及び予備審査機関）

MY：マレーシア（要求する写しの部数）

NL：オランダ（要求する写しの部数）

SE：スウェーデン（受理する補充国際調査の言語）

TT：トリニダード・トバゴ（官庁の名称、あて名、電話と FAX 番号）

PCT 関連資料の最新／更新情報

ISA 及び IPEA の取決め

WIPO 国際事務局（IB）と欧州特許庁、IB とイスラエル特許庁との間の国際調査及び予備審査機関としての機能に関する 2015 年 1 月 1 日発効の更新された取決めが PDF 形式で英語及び仏語で掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_ep_2015.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_ep_2015.pdf

http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_il_2015.pdf

http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_il_2015.pdf

国際予備審査請求書様式と他の様式の修正

いくつかの PCT 様式が 2015 年 1 月 1 日発効で修正されました。詳細は、上記“国際予備審査請求書様式とその他の PCT 様式の修正”をご覧ください。

PCT ウェビナー

PCT ウェビナーのページに、2014 年 11 月及び 12 月の PCT ウェビナーの録音とパワーポイントプレゼンテーションが追加されました。

英語：<http://www.wipo.int/pct/en/seminar/webinars/index.html>

仏語：<http://www.wipo.int/pct/fr/seminar/webinars/index.html>

独語：<http://www.wipo.int/pct/de/seminar/webinars/index.html>
日本語：<http://www.wipo.int/pct/ja/seminar/webinars/index.html>
ポルトガル語：<http://www.wipo.int/pct/pt/seminar/webinars/index.html>
スペイン語：<http://www.wipo.int/pct/es/seminar/webinars/index.html>

本ウェビナーでは、2014年9月に開催された第46回PCT同盟総会の決定、ePCTシステムの更新情報、PCTの最新動向などを紹介しています。

国の安全に関する条件

PCT締約国が提示した、国の安全を理由に、他の官庁に国際出願が出願される際に適用される国内法令に関する情報をまとめ、以下のリンク先でご覧頂けます：

http://www.wipo.int/pct/en/texts/nat_sec.html

PCT 法律文書索引

条約、規則、実施細則、様式、様々なPCTガイドラインへの参照を提示するPCT法律文書索引が2014年7月1日発効の法律文書に対応するように更新されました：

http://www.wipo.int/pct/en/texts/pdf/legal_index.pdf

手数料の支払い請求に関する注意喚起

新たな請求書

PCT出願人や代理人がWIPO国際事務局からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、*PCT Newsletter*において再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料はPCT制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、以下の3つの新たな請求書が確認されました。

RPT Servis – World Wide Patent Service
WIPP – World Intellectual Property Publisher
IP World – Registration of International Patent

本請求書は、PCTユーザがWIPOに通報した他の多くの例と共に以下のリンク先でご覧いただけますし、このような請求書に関する一般的な情報も同リンク先からご覧いただけます。

http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html

優先日から18ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのはIBのみです(PCT第21条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果はPCT第29条に規定されています。

PCT出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38
FAX 番号 : +41 22 338 83 39
電子メール : pct.legal@wipo.int

欧州特許庁：国内段階情報

欧州広域段階移行における発明の単一性と追加調査に関する EPC の修正

欧州特許条約 (EPC) の修正が 2014 年 11 月 1 日に発効され、国際段階で欧州特許庁 (EPO) によって調査されなかった請求の範囲について、(追加) 調査手数料を支払うことで、調査を受けることができます。さらに、出願人は、国際段階において、または補充欧州調査の手続きにおいて、あるいは欧州広域段階での PCT 出願の追加調査に関する修正 EPC 規則 164 に基づく手続きにおいて、EPO によって調査を受けた発明を選択することができます。

詳細は次のリンク先の 2014 年 7 月の EPO の *Official Journal* をご覧ください :

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2014/07/a70.html>

欧州特許条約施行規則 135 及び 164 の修正に関する 2013 年 10 月 16 日の管理理事会の決定は 2013 年 10 月 24 日に発表され、次のリンク先でご覧いただけます :

<http://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/ac-decisions.html>

また、以下のウェビナーも EPO ウェブサイト上で利用可能です :

<https://e-courses.epo.org/course/view.php?id=249>

スウェーデン特許登録庁：新しい特許ウェブ出願サービス

2014 年 12 月 1 日に、スウェーデン特許登録庁 (PRV) は、“Patent Web Filing (特許ウェブ出願)” というウェブベースの電子サービスを開始しました。この新しいサービスは、受理官庁、国際調査機関、補充調査機関、国際予備審査機関としての資格において既存の PCT 出願に関する中間書類を PRV に電子的に提出可能です。この方法で文書を提出するためには、次のうちの一つが求められます :

- WIPO 電子証明書
- EPO スマートカード
- スウェーデン国民電子識別

この新しいサービスについては次のサイトをご参照ください :

<https://was.prv.se/WolfWeb>

当サービスに関する詳細は、次の PRV ウェブサイト (スウェーデン語) をご覧ください :

<http://www.prv.se/sv/Om-oss/Nyheter/Webbinlamning-av-patentansokan/>

実務アドバイス

国際出願における欠落部分の引用による補充の確認を満たす条件

Q: 2週間前に国際出願を提出しましたが、ePCT プライベートサービスで提出した国際出願を閲覧した際、請求の範囲の最後の頁が欠落していることに気がきました。その欠落した請求の範囲は、当該国際出願で主張された優先権の基礎となる先の出願に含まれているので、PCT 規則 4.18 に基づき引用による欠落頁の補充を望みます。しかし、引用による補充を確認するための要件の一つに先の出願の写しを提出することとあります。当方はまだ優先権書類を入手できておりませんが、国際出願日に影響せず欠落した請求の範囲の頁を引用により補充することは可能でしょうか。また当該請求をするにあたり、何か他にすべきことがあればご助言いただけますか。

A: PCT 規則 20.6 に基づく、欠落部分の引用補充を確認するための要件の一つは、PCT 規則 17.1(a)、(b)又は (b の 2)の規定に従っていない場合には、先の出願の写しを提出することです。しかし、これは先の出願の認証謄本である必要はありません。PCT 規則 20.6 に基づく要件を満たすには、先の出願の**単なる写し**を提出すれば十分です。²

PCT 規則 20.6 に従い、請求の範囲の欠落頁の引用補充を確認するために、PCT 第 11 条(1)(iii)に規定する一又は二以上の要素を受理官庁が最初に受理した日から 2 ヶ月以内 (PCT 規則 20.7 参照) に、受理官庁に対して PCT 規則 4.18 に基づき当該国際出願に引用により補充される欠落部分を確認する書面の通知を提出しなければいけません。そして、その通知には次の書類を添付する必要があります：

- 欠落頁（当該部分が先の出願のどこに記載されているかについて通知に示す）
- 先の出願の単なる写し（先の出願の認証謄本を提出していない又は利用可能ではない場合）
- 先の出願が国際出願の言語と異なる場合、先の出願の国際出願の言語での翻訳文、又は、PCT 規則 12.3(a)又は 12.4(a)に基づき国際出願の翻訳文が求められる場合（それぞれ国際調査、国際公開のための翻訳文）は、国際出願の言語に加え、その翻訳文の言語による翻訳文

さらに、出願時に以下の文言が願書様式 (PCT/RO/101) に含まれていなければなりません。

“引用による補充：条約第 11 条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素の全部、又は規則 20.5(a)に規定する明細書、請求の範囲若しくは図面の一部がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第 11 条(1)(iii)に規定する要素の 1 つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則 20.6 に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分を規則 20.6 の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。”

願書様式の最新版を利用すれば第 VI 欄の下段にすでに記載されており、PCT-SAFE や ePCT 出願の電子版の願書にも自動的に含まれているので、特に問題にはなりません。

また、国際出願を提出する受理官庁が引用による補充の確認のための請求を受け入れるかどうか確認する必要があります。多くの受理官庁は国際事務局 (IB) に対し、欠落 (要素又は)

² 先の出願の認証謄本は、優先日から 16 ヶ月以内 (又は国際出願の国際公開の日前に国際事務局 (IB) に受理される場合はより遅い時期 (PCT 規則 17.1 参照)) に提出できます。

部分の引用による補充に関する PCT 規則が、当該官庁において適用される国内法令に適合しない旨を通知しています。³

その結果、IB に対し通知したこれら受理官庁は、引用による補充に関する PCT 規則を適用せず、その代わりに、欠落部分を後日提出した場合は、国際出願日を当該受理官庁が欠落部分を受理した日に訂正します。しかし、出願人は、欠落部分を無視するよう請求することにより当初の出願日を維持するという選択肢を有します (PCT 規則 20.5(e))。もし、そのような受理官庁に対して国際出願が提出された後に欠落部分を補充する必要が生じた場合、出願人は当該受理官庁に対して、PCT 規則 19.4(a)(iii)に基づき、欠落部分の補充を受け付ける IB の受理官庁に国際出願を送付するよう請求することができます。

受理官庁が欠落部分の補充を認めたとしても、指定 (及び選択) 官庁の中には、限られた範囲内で、受理官庁の引用による補充の決定を再度確認することもあります (PCT 規則 82 の 3.1(b)から(d)参照)。さらに、多くの指定官庁は IB に対し、欠落 (要素又は) 部分の引用補充に関する PCT 規則が、当該官庁において適用される国内法令に適合しない旨を通知しています。⁴ つまり、PCT 規則 20.6(b)の規定に基づき受理官庁の発見によりある部分を引用により当該国際出願に含めたが、当該引用補充は、それら指定官庁での手続上、当該国際出願には適用されず、当該指定官庁は国際出願日が欠落部分の受理日に変更されたものとして当該出願を取り扱うことができます。

国際出願の欠落分及び要素の補充の確認に関する詳細は、次のリンク先の *PCT 出願人の手引* パラグラフ 6.025 から 6.031 をご参照下さい。

<http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol1/pdf/gdvol1.pdf>

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧

³ 次の国の受理官庁は、PCT 規則 20.8(a)に基づき、PCT 規則 20.5(a)(ii)及び(d)及び 20.6 が、当該官庁で適用される国内法令に適合しない旨を国際事務局に通知しました：ベルギー、キューバ、チェコ共和国、ドイツ、インドネシア、イタリア、メキシコ、大韓民国

⁴ 次の国の指定官庁は、PCT 規則 20.8(a)に基づき、PCT 規則 20.5(a)(ii)及び(d)及び 20.6 が、当該官庁で適用される国内法令に適合しない旨を国際事務局に通知しました：中国、キューバ、チェコ共和国、ドイツ、インドネシア、リトアニア、メキシコ、大韓民国、トルコ